

[事案 27-132] 障害給付金支払請求

・平成 28 年 11 月 4 日 和解成立

<事案の概要>

転倒を契機として障害状態となったことを理由に、障害給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 2 年 5 月に契約した終身保険にもとづき、障害給付金を支払ってほしい。

- (1)平成 26 年 4 月に自宅で転倒して右大腿骨を骨折し、同年 7 月まで入院した。入院給付金を請求したところ、転倒による骨折と認められ、災害入院給付金が支払われた。
- (2)同年 10 月に後遺症により同部位を再骨折し、身体障害の診断を受けたため、転倒を原因として障害状態になったものとして障害給付金を請求したが、前回骨折時の認定を翻されて、2 度の骨折はいずれも内因によるものとされ、障害給付金が支払われなかった。しかし、転倒は軽微なものではなく、内因にかかわらず転倒しなければ骨折することはなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、被保険者の身体障害は内因によるものであり、約款所定の「不慮の事故」を直接の原因とするものではないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)被保険者は以前より慢性関節リウマチを発症し、加療継続中であった。
- (2)被保険者が使用していた関節リウマチの治療薬には、重大な副作用として骨粗鬆症があるとされる。
- (3)医師への確認結果によると、被保険者は、転倒前は骨粗鬆症の影響で軽微な外力でも骨折しやすい状態にあった。また、再骨折の原因は、内因ないし軽微な外因であるとされた。
- (4)なお、平成 26 年 4 月から 7 月までの入院については、診断書からは入院の原因が事故か疾病か不明確であったが、災害入院給付金と疾病入院給付金が同額であったことや、被保険者から事故状況報告書が提出されたことを踏まえ、災害入院給付金として支払うこととしたものであり、後で支払事由を疾病入院給付金に改めている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1)裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人に対し、医療記録の提出を求め、審理の資料とした。
- (2)医学的判断の参考とするため、独自に第三者の医師の意見書を求めた。
- (3)和解案を提示するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。